

45 5 25

NO 63

発行 佐井村役場

# 玄報さい

人 男 2,522人  
女 2,605人  
口 1,091世帯

## 国土調査

### はじまる

国土の開発および保全ならびにその利用の高度化に資すると共にあわせて地籍の明確化を図るため、国土の実体を科学的にかつ総合的に調査すること（国土調査法第一条）が国土調査の目的で、当村の場合は国土調査の体系の中の毎筆の土地についてその所有者、地番、地目の調査、境界地籍の測量を行ない、その結果を地図および簿冊に作成する（同法第二条）「地籍調査」事業をいよいよ実施することとなりました。

このことをわかりやすくいうならば、明治二十年に作成された現在の土地台帳と地図（普通いわれている、町村図のこと。）を再製のため、科学的に正確に調査、測量をして地図、台帳を作成し、土地制度の基礎をつくるということとす。

現在土地台帳と地図がありながら何

故再製しなければならぬかということ現在の台帳と地図は、明治年間の作成であるからきわめて不備であり、現況と合致しない（このことは皆さんもご存知のことと思います。）ため、公共土木事業、土地改良事業、都市計画事業、総合開発事業など村のあらゆる関連建設事業の計画に利用できないからです。

この調査は本年度から実施することとなりますがひとり当村だけ実施するものでなく、県内だけで、十和田市をはじめ四十市町村もが実施し、また実施しようとしております。

下北郡にあつては、すでに隣りの大間町がトップを切つて行なつており、新しく四十五年度にはむつ市、東通村、風間浦村が調査事業の計画市町村となつております。

佐井村の調査事業の概要は、本年度から五年間にわたつて国有地をのぞく佐井村の全私有地十七平方キロメートルに及ぶ土地を対象に調査をすすめることとなります。一年次は、原田部

落を対象に、一・九二平方キロの土地面積を調査する計画です。

そこで皆さんにおねがいしなければなりません、この事業の成否は、何んといつても皆様の協力がいかんにかつておりますので、調査の目的をご理解くださつて、何分ご協力くださるようお願い申しあげます。

なお、一年目の原田についてはご理解いただくためのほどさらには詳しいチラシを作成配布し、十分な説明がなければなりませんので、なお部落座談会を開催する手帳となつておりますので、その節は重ねてご協力をねがひます。

### 産業経済課

## 農業

### 標準貸付金とまる

### 農委との関係者の間

農業委員会は標準貸付金について、さる四月二十一日会議を閉じ関係者との間において話し合つた結果、昭和四十五年度の農業用地的標準貸付金を

次表のとおり決めた。

労働時間	稲		作		労働賃金	米賦納料	10a当り
	女	男	型付け 5アルダリ	型付け 5アルダリ			
午前七時五分から午後五時五分 (休憩二時間を含む)	女 一日七〇〇円	男 一日八〇〇円 (前代も含む)	型付け以外 全作業 (一日)	型付け 二二〇〇円	稲	田	
			耕起	代かき	ふかえて	耕起	田 本田三〇〇〇円 前代料一〇〇〇円
							三、〇〇〇円
							二、〇〇〇円
							一、三〇〇円

※協賛資金をお互いに行うようご協力をねがいます。

### 高山植物を保護しましょう

最近のレジヤートムと道路の整備から仏ヶ湖に軍で来る観光客が年々多くなっており、このなかには、不心得な観光客もおり大切な観光資源である「シマクナゲ」を盗採してあります。みなさんからの連絡により現在までに四件取り押えることができました。ことに「い」マ心からお礼申し上げます。

「シマクナゲ」は珍らしく植木としても貴重なため、仏ヶ湖に遊びに来た「シマクナゲ」を見つけた採取して行く者が絶えません。当林署では大切な「シマクナゲ」を保護するため、PRや監視に努力しておりますが、みなさまの御協力を得て保護をなれ一層強化したいと思っておりますので、協力をねがいます。

なお、盗採を見つけた場合は、発見場所、時刻、向った方向、車の色、ナンバー等を当林署または担当区事務所にお知らせ願います。

佐井 営林署

### 改正税法のあらまし

所得税の減税を中心に税法が改正されましたが、一般に関係の深いおもなものは次のとおりです。

#### 1. 所得税法の改正

##### (1) 所得控除の引き上げ

	(改正)	(現行)
基礎控除	十八万円	十七万円
配偶者控除	十八万円	十七万円
扶養控除	十二万円	十万円

##### (2) 給与所得控除の拡充

(収入額)	(改正)	(現行)
八十万円まで	二〇%	二〇%
八十万円をこえ百万円まで	二〇%	一五%
百万円をこえ二百万円まで	一〇%	五%

二百万円をこえ三百万円まで

五%

三百万円をこえ四百万円まで

五%

このように区分して計算した金額に十万円をたえたものが、給与所得控除になります。

##### (3) 税率の緩和

主として中堅以下の所得者層の負担軽減が図られ、たとえば六十万円をこえ九十万円までの場合は、現行税率一八%が一四%に改正されるなど、全般的に緩和されました。

##### (4) 障害者、老年者、寡婦、勤

労学生の特典がそれぞれ九万円から十万円に引き上げられ特別障害者控除は十三万円から十四万円に引き上げられました。

(5) 配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族についての扶養控除が十一万円から十三万円に引き上げられました。

##### (6) 医療費控除の限度が、三十

# 家族内の移動は早めに届出を

家族内の異動(出生、死亡、転入、転出)または家族ぐるみの移動(転入、転出、転居)があった場合は次の表を参照のうえ届出をすまして下さい。 民生課

届出事項	持参するもの	内容および注意事項
出生の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生届書</li> <li>印 鑑</li> <li>母子手帳</li> <li>主要食糧購入通帳</li> <li>国民健康保険証</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 出生日から14日以内に市区町村役場(所)に届出を。</li> <li>2. 出生届書は役場(所)にあります。</li> <li>3. 生まれた子の父の印鑑(ただし例外もあり)</li> <li>4. 配給を受けている世帯だけ通帳持参(以下同じ)</li> <li>5. 国民健康保険加入者だけ保険証を持参(。 )</li> <li>6. 結婚式の年月日をおぼえて来て下さい。</li> </ol>
死亡の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡届書</li> <li>主要食糧購入通帳</li> <li>国民健康保険証</li> <li>国民年金証書</li> <li>国民年金手帳</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 死亡の日から7日以内に届出ください。</li> <li>2. 死亡届書は役場にあります。</li> <li>3. 印鑑持参(同居のもの)</li> <li>4. 国民年金を受けていた人だけ持参</li> <li>5. 国民年金加入者だけ持参</li> <li>6. 墓地の場所をおぼえて来て下さい。</li> </ol>
転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>印 鑑</li> <li>主要食糧購入通帳</li> <li>国民健康保険証</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 印鑑はなるべく世帯主のものを持参</li> <li>2. 転出先の住所を明記できるよう調べてきてください。</li> <li>3. 保有米を持っている場合は売り渡すか移行するかを決めてきてください。</li> </ol>
転入する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>印 鑑</li> <li>転出証明書</li> <li>主要食糧購入通帳</li> <li>国民健康保険証</li> <li>国民年金手帳</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 転入の日から14日以内に届けてください。</li> <li>2. 一部転入して、その世帯の家族になる場合はその世帯主の印鑑を持参すること、その他は本人の印鑑でよい。</li> <li>3. 前住所地で交付を受けた転出証明書</li> <li>4. 配給を受けている世帯の家族にはいる場合だけ通帳持参。</li> <li>5. 国民年金加入者だけ持参</li> </ol>

万山から百万円に引き上げられました。また、控除される額は実際の医療費から、所得の5%

と十万円のいずれか低い方を差し引いた金額になりました。 **むつ 税務署**

(3) 貸付金の限度  
 ○一般住宅  
 30~40㎡ 51万円  
 40~60㎡ 64万円

(2) 貸付面積  
 三〇坪(約九坪)以上一  
 二〇坪(約三六坪)以下で  
 あること。但し店舗等つき  
 の併用住宅の場合には住宅  
 部分の床面積が更地全体の  
 床面積の二分の一以上であ  
 ること。

(1) 受付期間  
 五月一八日(一)〇月三日  
 ※申込書は五月一八日から  
 下徳佐井支店・漁協組合領  
 付。

**住宅資金** ち  
 し  
 ら  
 せ  
 建設課  
 昭和三十五年  
 農住資金融資準備金  
 受け付日と金額が次の  
 とおり決定しました。

48<sup>2</sup>以上 七十七万円  
 ○農用村住宅

30540<sup>2</sup> 五十二万円

40548 六十四万円

48557 七十七万円

57567 九十一万円

67<sup>2</sup>以上 一〇七万円

(4) 貸付金の利率  
年 五・五%

(5) 償還期間  
一八年以内

尚、住宅改良費金は五月三十一日一〇月三十一日までとし貸付金は工事に要する費用の七割以下で一〇万円〜四〇万円、利率は年六%です。  
 詳細は建設課で聞いてください。

# 地方税とは

(1) 意義とこの役割  
行政経済の負担

都道府県や市区町村(区

とは東京都二十三区のことです。しほ、住民の日学生活に浸透しているの仕事を、たどえは生命財産の安全を守り社会生活のルールを維持する警察や消防の仕事、ごみ、し尿処理、上下水道、病気の予防などの保健衛生の仕事、小中学校をはじめとする学校教育および図書館、公民館などの社会教育、公営住宅、道路、公園の建設などの仕事をこなす。社会全体の発展をよび住民の生活の安定と向上に必要なのはをらさをなっております。

このような仕事に必要な経費をまかなうために区域内の住民などから負担を求めらるものが地方税です。

(7) 地方自治と地方税

地方税には住民の皆さんが自分の利益と税金が

のように使われるが都道府県や市区町村の行なう行政に税金をもつていただき、税を納めて地域社会の行政に参知していただくという意味もあるわけです。

(6) 地方税は歳入の中心

都道府県や市区町村の収入は、地方税のほかに国からの補助金や負担金、地方交付税、使用料、手数料などがありますが、理想としてはこの地方税が主要な部分を占めるべきですが、全国的にみても町村は地方税収入が少なく、国から交付される地方交付税収入の大半をしめています。(佐井村の場合は、地方税七八%、地方交付税五八・一%です。)

(二) 地方税の種類

(1) 道府県民税と市町村税

地方税は、都道府県と市町村がやらなければならない仕事

事の性質と量またその税金の性格などを考えて、地方税法で都道府県の徴収する税額と市区町村に分けて定められています。

(1) 税率は条例で決められる

都道府県や市区町村はどのような仕事をどの程度に行なうかは自らの意思によって決めるべきものですから、その行政に必要な経費をまかなうための税金についても、地方税法で認められる範囲内で自らの意思でなわち市区町村の議会で決められる税条例によって増減できるしくみになっております。

(8) 市町村税は十四種類

市区町村が課すこととされている税金は次のとおりです。  
 1. 市町村民税——市区町村の住民に対する税金です。  
 2. 固定資産税——土地や家屋などの所有者に対する





# 戸籍の窓口

4月分

お誕生おめでとう

- 横濱 千秋 (父 浩明) 磯谷
- 坪谷 明子 (父 正隆) 大佐井
- 東出 富子 (父 鶴男) 磯谷
- 能戸 純子 (父 義治) 大佐井
- 内藤 光 (父 久志) 高瀬
- 越前 静代 (父 幸造) 野平
- 荒川 壱 (父 豊一) 大佐井
- 佐賀 優子 (父 信機) 古佐井

ご結婚おめでとう

- 佐藤 司郎 (大洲町)
- 大田 ヨシ子 (古佐井)
- 田中 望蔵 (磯谷)
- 熊谷 さき (西目屋村)
- 荒川 昭夫 (牛滝)
- 大平 サツ (七戸町)
- 福田 祐市 (磯谷)
- 志田 伸子 (日立市)
- 内田 良一 (古佐井)
- 伊藤 千代子 (大洲町)

- 佐藤 良一 (青森市)
- 眞 幸子 (長後)
- 横兵 實 (磯谷)
- 高橋 好江 (扶山市)
- 松谷 尚武 (大佐井)
- 木村 菊美 (青森市)
- 後藤 榮典 (弘前市)
- 根岸 孝子 (原田)

ご逝去おくやす

甲します

- 須子市太郎 (照男方) 古佐井
- 松本 三太郎 (一義方) 原田
- 金谷 松三郎 (金吾方) 大佐井
- 七戸 初太郎 (守方)

とびだすな  
車は急に  
とまれない

# 編集後記

五月五日の発行が今日までのびのびになったことをおわび致します。

例年になく寒い今年ですが、農家の皆さん毎日の田植仕事はくろうさまです。とかく田植は前かがみの仕事でつられるものですが、時々体を前後左右にたぐし震の運動、そして頭も同じようにふりまわってみてください。いくらかでも疲れがとれるものです。また、仕事後の風呂は疲回復の一番良い方法といわれています。

長年の念願でありました青森テレビの中継アンテナがまもなく古佐井の和山に設置されるようです。こんどは本当の青森県民のような気がしますね。

ここの梅雨は例年になく長期にわたり、大雨のおそれがあるようです。

大佐井橋のかけ替え事も、まもなく着工するようです。つゆ時にはとかく体の調子がくろうものです。食物には十分気をつけ、腐敗したようなものは食べないようおまじ健康に留意したいものです。